

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2018・2・10

地域名産品の商標

▽特許庁▽

地域団体商標のマーク作成

特許庁は、地域の名産品に独占的な名称を使用できる「地域団体商標」のマークを作成した。商標の権利を持っている団体は、名産品のパッケージやチラシ、のぼり旗、インターネットでの広告などに利用できる。地域名産品のPRや模倣品の流通防止に役立ててもらう。

地域団体商標とは、「地名+商品（サービス）名」からなる商標を、その地域との密接な関連性を有する商品（サービス）に使用して一定の地理的範囲で周知となっている場合には、農業協同組合や商工会などの団体が地域団体商標として登録することを認める制度。

現在、「長崎カステラ」「一宮モーニング」「小豆島オリーブオイル」など600件以上が登録されている。



ビッグデータの活用

▽経済産業省▽

不正競争防止法改正に向け報告書

経済産業省は、不正競争防止法の改正に向け、報告書を策定した。ビッグデータを活用した新たなサービスが広がる中、第三者によるデータの不正利用の防止策などを盛り込んだ改正案を、今国会に提出する方針。

報告書では、保護対象の要件として、ID・パスワード管理などにより、電磁的アクセス制限が掛かり、集積によって商業的価値が認められるものとしている。そのうえで、保護されたデータを不正に得て第三者に提供するなどした場合は、新たに「不正競争行為」に位置づけた。またデータを不正に利用された企業が、裁判所にデータ利用の差し止めなどを請求できるような措置を導入すべきとした。

企業の間でスマートフォンや自動車のセンサーなどから得たビッグデータを活用した新しいサービスが広がる一方、こうしたデータは不正競争防止法の営業秘密として管理されていないため、現状では不正利用を防ぐ法的枠組みがない。民法による差止請求も困難で、裁判でデータが著作物と認められるケースは限定的なため一度不正な流通が行われると被害が甚大で食い止める手段がないとしている。

中小企業を一律対象

▽特許庁▽

特許料等の軽減制度を大幅見直し

特許庁は、中小企業に対する審査請求料、特許料等の軽減制度の大幅な見直しを進めている。中小企業を一律に対象とするため、黒字企業を含めた中小企業全体が対象となる。また、その手続も簡素化する。

手続の簡素化の先行的な取り組みとして、2018年4月からは、現在、特許料納付の都度求めている特許料の軽減申請書の提出を初回の特許料納付時のみとする運用改正を行う方針。

特許庁によると、中小企業からの審査請求のうち、軽減申請を行った企業の割合は、およそ3分の1程度にとどまっている。利用が少ない原因としては、まず、対象企業（利用可能条件）が限定的という点が挙げられる。

現行の軽減制度の対象となる中小企業は、①赤字法人（特許法）、②研究開発型中小企業（産業技術力強化法）、③中小・ベンチャー企業（産業競争力強化法）の大きく3類型であり、小規模企業・研究開発型中小企業以外の中小企業、設立後10年を経過した黒字企業は対象外となっている。

また、現行の軽減制度においては、軽減申請に必要な手続が煩雑なため、申請を断念する中小企業が多いとの指摘がある。特に、研究開発型中小企業については、試験研究費比率が収入金額の3%超であることを証明する必要があり、その証明書類の作成が煩雑との声が多い。

解説

進歩性の判断 (数値限定の技術的意義)
知的財産高等裁判所 平成29年(行ケ)
第10058号 審決取消請求事件
判決言渡 平成29年12月21日

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「ランフラットタイヤ」とする特許第4818272号(本件特許)を所有している。原告は、本件特許に無効審判を請求した(無効2015-800144号)。特許庁は、請求項1、5ないし10に係る発明についての審判請求は成り立たない、等の審決(本件審決)を行い、原告が、本件審決中、本件特許の請求項1、5ないし10に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件審決は、「請求項1に係る発明(本件発明)は、引用例1(国際公開第2004/013222号)に記載された発明(引用発明)に、引用例2(特開平4-238703号公報)に記載された技術事項(甲2技術)を適用することで、当業者が容易に発明をすることができたものではない」とした。

審決が認定した本件発明と引用発明との間の一致点、相違点1、2については当事者間に争いが無い。

本判決は、「本件発明は、引用発明に甲2技術を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠く」とした。

ここでは、相違点2に関しての容易想到性判断の部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2015-800144号事件について平成29年1月24日にした審決中、特許第4818272号の請求項1、5ないし10に係る部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

本判決における相違点2に関する容易想到性判断

- (ア)引用発明における凹凸のパターン12の具体的な構造として、甲2技術を適用した場合、その凹凸部の構造は、「 $5 \leq p/h \leq 20$ 、かつ、 $1 \leq (p-w)/w \leq 99$ の関係を満足する」ことになり、これは、相違点2に係る本件発明の構成、すなわち「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 、かつ、 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ の関係を満足する」という構成を包含する。
- (イ)本件明細書【0078】【0079】には、「乱流発生用凹凸部では、 $1.0 \leq p/h \leq 50.0$ の範囲が良く、好ましくは $2.0 \leq p/h \leq 24.0$ の範囲、更に好ましくは $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ の範囲がよい」「 $1.0 \leq (p-w)/w \leq 100.0$ 、好ましくは $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ の関係を満足することが熱伝達率を高めている」との記載があり、「 $1.0 \leq p/h \leq 50.0$ 」「 $1.0 \leq (p-w)/w \leq 100.0$ 」というパラメータを満たす場合においても放熱効果が高まる旨説明されている。「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 」「 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ 」という数値範囲に特定する根拠は、「好ましくは」と、単に好適化である旨説明するにとどまる。
- (ウ)本件明細書の【表1】【表2】には、 p/h 及び $(p-w)/w$ と耐久性の関係についての実験結果が記載されているところ、本件発明の数値範

囲のうち p/h のみを満たさない実施例3($p/h=8$)の耐久性は、本件発明の数値範囲を全て満たす実施例8、11、12、18、19の耐久性よりも高く、本件発明の数値範囲のうち $(p-w)/w$ のみを満たさない実施例13、15、16($(p-w)/w=44$ 、99、59)の耐久性は、本件発明の数値範囲を全て満たす実施例8、11、12、18、19の耐久性よりも高いという結果が出ている。

- (エ)本件明細書の【図29】には、 p/h と熱伝達率の関係についてのグラフが記載され、【図30】には、 $(p-w)/w$ と熱伝達率の関係についてのグラフが記載されているところ、これらのグラフは、 p/h 又は $(p-w)/w$ の各パラメータと熱伝達率の関係を示すにとどまり、両パラメータの充足と熱伝達率の関係を示すものではない。
- (オ)タイヤ表面の凹凸部によって発生する乱流により、流体の再付着点部分の放熱効果の向上に至るといふ機序によれば、凹凸部のピッチ(p)、高さ(h)及び幅(w)の3者の相関関係によって放熱効果が左右されるというべきであって、本件発明において特定されたピッチと高さ、ピッチと幅という2つの相関関係のみを充足する凹凸部の放熱効果が、これを充足しない凹凸部の放熱効果と比較して、向上するといえるものではない。
- (カ)そうすると、 p/h 又は $(p-w)/w$ の各パラメータと熱伝達率の相関関係を示すグラフ(【図29】【図30】)から、「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 、かつ、 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ の関係を満足する」凹凸部の構造が、これを満足しない凹凸部の構造に比して、熱伝達率を向上させるということとはできない。
- (キ)そうすると、本件発明は、凹凸部の構造を、「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 、かつ、 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ 」の数値範囲に限定するものの、当該数値範囲に限定する技術的意義は認められないといわざるを得ない。
- (ク)よって、引用発明に甲2技術を適用した構成における凹凸部の構造について、パラメータ p/h を、「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 」の数値範囲に特定し、かつ、パラメータ $(p-w)/w$ を、「 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ 」の数値範囲に特定することは、数値を好適化したものにすぎず、当業者が適宜調整する設計事項というべきである。

第4 考察

発明特定事項における数値範囲を限定することで特有の効果が発揮されるとして進歩性の根拠にすることはよく行われるところである。本判決は、本件明細書の記載内容を詳細に分析した上で、本件発明の特定事項である「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 、且つ、 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ の関係を満足する」における数値限定に技術的意義は認められないと判断している。発明は自然法則を利用した技術的思想の創作である。本判決は、進歩性の判断に関してだけでなく、明細書に記載されている具体的な技術事項から上位概念として抽象化される発明がどのように抽出されるのか、明細書における実験データ等の記載、その取扱いにどのような配慮が必要であるのかを考える上でも参考になるものと思われる。以上

八丁味噌めぐり ブランド論争



■地理的表示(GI)保護制度■

愛知県特産の豆みそ「八丁味噌(みそ)」が国の地域ブランドとして登録されたことをめぐり、発祥の地とされる愛知県岡崎市の老舗2社が、国に対して不服を申し立てる意向を示している。

「八丁味噌」は、東海地方で広く食べられている赤黒い色みと濃厚な味わいが特徴の豆みそで、みそカツやみそおでんなど「名古屋めし」にも使われている。

これについて農林水産省が地域ブランドとして登録し、品質を含めて保護する「地理的表示(GI)保護制度」に岡崎市の2社と愛知県内の醸造業者40社余りが加入する「愛知県味噌溜醤油工業協同組合」の双方が申請した。

しかし、岡崎市の2社は生産地を「岡崎市」とするとしたのに対し、農林水産省はあくまで生産地は「愛知県」にするよう求めたことから申請を取り下げ、組合側の申請が認められた。これによって2社は、輸出していた欧州で八丁味噌のブランドが使えなくなるとして、不服を申し立てる意向を示している。

農林水産省は「『八丁味噌』は岡崎市の一部の地域で生産されたものに限るという根拠がなく、消費者も愛知県内で生産されたみそのことを「八

丁味噌』と受け止めている」と判断した。そのうえで「岡崎市の2社も愛知県内で生産しているため、農林水産省に申請すれば、基本的に生産者団体として認められることになり、『八丁味噌』の表示でヨーロッパへ輸出できるようになる」としている。

	GI制度
対象	農林水産物、飲食物品等(酒類等を除く)
申請主体	生産・加工業者の団体(法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能)
産地との関係	品質等の特性が当該地域と結び付いている必要がある
ブランド化の程度	伝統性 一定期間継続して生産している
品質等の基準	産地と結び付いた品質の基準を定め、登録・公開する必要がある
品質管理	生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理・管理状況について国の定期的なチェックを受ける
登録の明示方法	GIマークを付す必要がある
規制手段	不正使用は国が取り締まる
権利付与	権利ではなく、地域共有の財産となり、品質基準を満たせば、地域内の生産者は誰でも名称を使用可能

■ピ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「指定商品・指定役務」で よくある間違いなど公開

■特許庁■

特許庁は、「指定商品・指定役務」を記載する際によくある間違いや商品・役務名のQ&Aを公開した。

商標登録出願では、「商標(マーク)」と、その商標を使用する「商品・役務(サービス)」を指定する必要がある。ここで指定した商品が「指定商品」、指定した役務(サービス)が「指定役務」となる。

商標の出願書類には、「指定商品・指定役務」とあわせて「区分」を記載する必要がある。「区分」は、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類～第45類までである。

指定商品・指定役務は、商標とともに権利範囲を定めるものなので、その内容及び範囲が明確でないと、拒絶理由の対象となる。

このため、特許庁は円滑な権利取得のため、指定商品・指定役務を記載する際によくある間違いを列記したほか、商品・役務名についてQ&A形式で掲載した。

詳しくは特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/shutsugan/shitei_error_qanda.htm

●指定商品・指定役務を記載する際によくある間違いの例●

- ①商品を区切る記号に「、」（読点）を使用
指定商品又は指定役務を複数記載する際、商品・役務の区切りは、「,」（カンマ）を使用し、「、」「・」などカンマ以外の記号は使用しないで下さい。反対に、一つの商品・役務を表示する際には、その表示中に「,」（カンマ）を使用しないで下さい。
(不適切な例)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第3類】【指定商品(指定役務)】

つや出し剤、せっけん類、化粧品

【第35類】【指定商品(指定役務)】

菓子、パンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

- ②誤記 指定商品又は指定役務は、「商標」とともに商標権の権利範囲を決める非常に重要なものです。願書を提出する前に、指定商品又は指定役務の記載に誤記がないか、もう一度確認しましょう。
(「園芸」→「演芸」)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第41類】【指定商品(指定役務)】

映画・園芸・演劇の興行の企画又は運営

- (「人口」→「人工」)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第1類】

【指定商品(指定役務)】人口甘味料

審 決 紹 介

本願商標「リペアフィルム」Repair Filmは、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号には該当しない、と判断された事例（不服2017-2914号、平成29年10月19日審決、審決公報第216号）

1 本願商標

本願商標は、「リペアフィルム」の片仮名及び「Repair Film」の欧文文字を上下二段に横書きしてなり、第3類「洗剤類、せっけん類、香料、薫料、化粧品、歯磨き、つけづめ、つけまつ毛」を指定商品として、平成28年2月17日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標の構成中、『リペア』及び『Repair』の文字は、『修復する』の意味を有する語であり、『フィルム』及び『Film』の文字は、『薄皮、薄膜』の意味を有する語である。そして、本願の指定商品を取り扱う業界においては、『リペア』及び『Repair』の文字が、髪の毛や爪の亀裂などを修復する効果を有する商品を表現するものとして普通に使用され、また、『フィルム状の商品』が存在する実情が認められることからすれば、本願商標を、その指定商品に使用しても、これに接する需要者は、『修復効果のあるフィルム状の商品』ほどの意味合いを認識するにとどまり、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示するものと判断するのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、上記意味合いに照応する商品以外の商品に使用するとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるから、商標法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「健康プラス」の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標は、上記1のとおりであるところ、上段の「リペアフィルム」の文字部分は、下段の「Repair Film」の文字部分の読みを表したものと認識されるものである。

そして、「Repair」の文字は、「修理する、修繕する」及び「修理、修繕」の意味を有する英語として、また、「Film」の文字は、「薄膜、薄皮」の意味を有する英語として、いずれも一般に広く知られているものであることから、本願商標は、その構成全体から「修理する薄膜」ほどの意味合いを認識させる場合があるといえるものの、原審説示のように、「修復効果のあるフィルム状の商品」ほどの意味合いを認識させるものであるとはいえない。

また、当審において職権をもって調査するも、「リペアフィルム」の文字と「Repair Film」の文字のいずれについても、本願の指定商品を取り扱う業界において、原審説示の意味合いを認識させるものとして、一般に使用されている事実を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、これに接する取引者、需要者をして、商品の品質を直接的かつ具体的に表示するものとして、看取、理解されるとはいえないものである。

してみれば、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質を普通に用いられる方法で表示するものとはいえず、かつ、商品の品質の誤認を生じさせるおそれもないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するものではないから、これを理由として本願を拒絶した原

査定は、妥当でなく、取消しを免れない。
その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

本願商標「香味ペースト」は、商標法第3条第1項第6号には該当しない、と判断された事例（不服2017-898、平成29年10月31日審決、審決公報第216号）

1 本願商標

本願商標は、「香味ペースト」の文字を標準文字で表してなり、第30類「調味料、香辛料」他を指定商品として、平成27年11月9日に登録出願されたものである。

2 原査定拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標の構成中、『香味』の文字は、『においとあじわい。』『飲食物の香气。』の意味を有し、『香りが強く風味のある野菜』が『香味野菜』、『飲食物に香味を添えるもの。シソ・ネギ・ユズ・ミョウガ・ゴマなど』が『香味料』と称され、また、特に調味料において、『香味調味料』『香味ソース』『香味みそ』のように、『香味』の文字が、『香气を有する』といった意味合いで使用されており、加えて、本願商標の構成中の『ペースト』の文字は、『材料をすりつぶし、柔らかく滑らかな状態に仕上げた食品。』の意味を有し、食料品の分野で、同意味合いの状態の食品について広く使用されている。そうすると、本願商標をその指定商品中、例えば『調味料』に使用しても、これに接する需要者は、本願商標について、香气を有するペースト状のもの、という商品の特性を端的に表現したものと認識するにとどまり、何人かの業務に係る商品であることを認識することができない。したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものであるから、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「香味ペースト」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「香味」の文字が「においとあじわい。飲食物の香气。」の意味を有する語であり、「ペースト」の文字が「材料をすりつぶし、柔らかく滑らかな状態に仕上げた食品。」の意味を有する語（いずれも「広辞苑第六版」（岩波書店発行））であることから、その構成全体として「香气を有するペースト状のもの」程の意味合いを想起させるものである。

そして、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品の分野において、「香味ペースト」の文字が、原審説示のように、商品の特性、特徴等の表記として、一般的に使用されている事実を見出すことはできない。

そうすると、本願商標は、その構成全体から、上記の意味合いを想起させるとしても、該意味合いはあくまでも漠然とした意味合いを想起させるにとどまるといべきであって、原審説示のように商品の特性を端的に表現したものとして、本願指定商品の取引者、需要者に理解されるとはいえない。

してみれば、本願商標は、これを本願の指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであって、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和33年	商標登録第 522690号～第 524591号
43年	商標登録第 784229号～第 788194号
53年	商標登録第 1335641号～第1338356号
63年	商標登録第2059109号～第2068691号
平成10年	商標登録第2724111号～第2724121号
平成10年	商標登録第3369765号～第3369936号
平成10年	商標登録第4161243号～第4173670号
平成20年	商標登録第5147047号～第5154817号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成27年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
29年11月分	25,208	16,322
前 年 比	101%	104%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm